

墨田区立幼稚園・学校における台風、大雪等時の欠席等の取扱いについて

1 本取扱いの趣旨

墨田区立幼稚園・学校における台風接近時や大雪等を理由とする、幼児・児童・生徒の欠席等の扱いについて、墨田区としての一定の基準を示すことを目的とする。

各幼稚園・学校においては、本取扱いを参考に、それぞれの実態を踏まえた対策を講じるものとする。

なお、本取扱いは、幼児・児童・生徒及び保護者に周知するとともに、各園・校内において共通認識を図り、確実に実施されるよう徹底すること。

2 墨田区としての基準

(1) 欠席の場合

登校しなかった幼児・児童・生徒は、欠席として取り扱う。ただし、登校時に身体に危険が生じるなどと保護者が判断し、幼児・児童・生徒の登園・登校を見合わせた場合は、校長が当該保護者からの聞き取りや状況確認等を丁寧に行い、欠席をするに相当する理由を認めた場合には、出席停止として取り扱うこともできる。

(欠席をするに相当する理由例)

- ・自宅が高台にあり、幼児・児童・生徒が幼稚園・学校に行く際に身に危険が及ぶため。
- ・自宅が台風や大雪等の災害の影響で損壊し、近隣の親戚の家に避難しているため。

(2) 遅刻の場合

気象状況等により、登校時に身体に危険が生じるなどと保護者が判断し、通常どおりの登園・登校時間に登園・登校ができなかった際、校長が当該保護者からの聞き取りや状況確認等を丁寧に行ったうえで、遅刻をするに相当する理由を認めた場合は、遅刻扱いとしないことができる。